

葉二に、近江大津宮御宇天皇○天聖躬不豫之時大后奉御歌、また天皇大殯之時、大后御歌、また明日香清御原宮御宇天皇○天崩之時大后御作歌など見え、又伊豫國風土記に、天皇等於湯幸行降坐五度也、以^テ大帶日子天皇○景與大后八坂入姫命^ニ軀爲一度也、以^テ大帶中日子天皇○仲與御代の第一なる御妻なり、然るを萬の御制、漢國のにならひ賜ふ御代となりては、正しき文書などには、當代のをば皇后、先代のを皇太后と書るゝこと、なれり、されど口に言語、又打とけたる文などには、奈良のころまでも、猶古のまゝに當代のを大后、先御代のをば大御祖^{オホシカヤ}と申せらるを、されば書紀などに、皇太后、皇太妃、皇太夫^人など、あるをば、皆意富美^{オホミタヤ}意夜^{タナハ}訓べし、古の稱^{ナミ}寧卷に、皇太夫人を意富伊伎佐伎^{オホイキサキ}訓るは、古に叶はず、皇極卷に、天皇の御母吉備姬王^{ヨシブヒメノミコト}を、吉備^{ヨシブ}皇祖母命^{ミコト}ある、此古の稱^{ナミ}なる、又續紀九に、藤原夫人を宜文^{ヨリモト}則^ル皇太夫人^{ヨシブヒメノミコト}語則^ル大御祖^{オホシカヤ}、との詔のあるを思ふべし、皇后にまれ、夫人にまれ、大の字を加へて御母の事^シするは漢國の定めにこそあれ、皇國の古にさるこ^ミなし、故文には漢様^{ヨシヅマ}を用ひながら、語にはなほ古のまゝに申されしなり、いまだ漢籍^{ヨシヅマ}を取用ひられざりし前の御世に、太妃太夫人など云品の差別はあらざりしかば、大后にまれ、凡の后たちにまれ、御母となり坐ては、凡て大御祖^{オホシカヤ}と申えし、孝德紀に、皇極天皇を皇祖母尊^スし、御號奉^スらるゝこ^ミ見えたる、こ^ミは天皇に坐すら猶如是申せること、後も夫人も大御祖^{オホシカヤ}と申し、御號奉^スり給へりしなり、さて又こ^ミは御母^{ミコト}と申すこ^ミなるに、ませども、大御母に准へて、此御號奉^スり給へりしなり、さて又こ^ミは御母^{ミコト}と申すこ^ミなるに、祖母^{ミコト}と書れたるはいかに可疑ふ人あり、凡て古は母を多く美意^{ヨシヤ}夜^{タナハ}と申して、古書^{シラフ}ごとに御祖母^{ミコト}と書き、又皇祖母^{ミコト}と書ては、先代天皇にまぎるゝに、御母^{ミコト}を大后と申すことにはなれるぞかし、凡て何事にも當代の嫡后をば、たゞ后と申し、大御母を大后と申すことにはなれるぞかし、凡く漢様^{ヨシヅマ}にも、當代の嫡后をば、たゞ后と申し、大御母を大后と申すことにはなれるぞかし、凡て何事にものみ繼りはて、古様^{ヨシヅマ}をよく辨知る人もなく、たまへなすめり、師の萬葉考にすら、彼二卷なる大后を疑ひて、天皇書いまだ崩坐ざるほどなれど、古書に還在を見ては、返りて疑をさ夫人の訓を論はれたるは誤なりさて、皇后^{ミコト}と書改められ、又別記に、

立后儀

〔儀式五〕立皇后儀

前一日，太政官召式部省，仰可令集會刀禰之狀。當日早朝中務省置宣命版於尋常版北，式部丞錄率史生省掌等於建禮門前庭東西相分列立刀禰。于時閣內大臣喚舍人如常，親王以下應召左右相分。